

教育委員会会議録

令和4年11月4日（金） 午後2時00分 開会

午後3時12分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

飯田靖教育長、塩谷育代委員、岡田豊委員、度會秀子委員、河野明日香委員
野杵晃充委員

3 出席した職員

横井英行事務局長、稲垣宏恭次長兼管理部長、栗木晴久学習教育部長
伊藤尚巳教育管理監、加藤文彦総合教育センター所長、高橋亮太総務課長
細井徹財務施設課長、坂川智教職員課長、西田勝憲福利課長
上野賢司生涯学習課長、橋本具征高等学校教育課長、水谷政名義務教育課長
小林紀彦特別支援教育課長、久保田昌俊保健体育課長
水谷景子ICT教育推進課長、大谷健二教育企画室長、中島幸一高校改革室長
松本明博総務課担当課長、寺西美春総務課主査

4 議席の指定

愛知県教育委員会会議規則第5条の規定により、飯田教育長が議席を指定した。

5 前回会議録の承認

飯田教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

6 教育長報告

(1) 第16回愛知県教育委員会教職員表彰式について

坂川教職員課長が、第16回愛知県教育委員会教職員表彰式について報告。
飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

(2) 令和6年度愛知県公立高等学校入学者選抜実施日程について

橋本高等学校教育課長が、令和6年度愛知県公立高等学校入学者選抜実施
日程について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

(3) 令和6年度愛知県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選考実施日程に ついて

小林特別支援教育課長が、令和6年度愛知県立特別支援学校幼稚部及び高等
部入学者選考実施日程について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

7 請願

請願第33号 県内公立学校のウェブサイトには教職員の勤務時間を明記することを求める請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者少数」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岡田委員)

勤務時間をウェブサイトに掲載している学校はどれくらいあるのか。また、どのような形で掲載しているのか。

(坂川教職員課長)

ウェブサイトには勤務時間を掲載している県立学校は、10月末現在で、高等学校30校、特別支援学校1校の計31校である。小中学校においては、PTA総会や保護者会を通じて周知するなど、各学校の実情に応じて取り組んでいる。

県立学校においては、電話対応時間と教職員の勤務時間を記載し、電話対応時間内においても対応できない場合があるため、なるべく勤務時間内に連絡するよう依頼する文書をPDF形式で掲載しているところが多い。

(岡田委員)

働き方改革を進める上で、学校がどのような取組状況であるかを社会全体で確認することで、その実効性を確保することは大事である。まずは、学校現場の実態を多くの方に理解してもらいながら、開かれた働き方改革を進めていくことが必要であると思う。31校が多いか少ないかは判断に困るが、個人的には勤務時間の提示はもっと行ってよいのではという思いがある。

(度會委員)

ウェブ掲載は、各学校に判断が任せられている部分であると思う。時間を明確にして学校現場の実態を知らせることは開かれた学校運営という面では良いが、第三者がその情報を悪用しないようにしてもらいたいという気持ちがある。学校に不審者が入るといった問題を聞くこともあるため、学校を守るという立場からも慎重に動くことも必要である。

(塩谷委員)

31校は全体から見るとどれくらいであるか。ウェブサイトに掲載していなくても、PTA総会や保護者会などで周知している学校はあるか。

(坂川教職員課長)

県立学校は約180校であるため、31校は6分の1程度である。PTA総会や生徒を通して保護者にお問い合わせとして通知していると聞いている。

(野杵委員)

請願の中に、「官民を問わず、営業時間・開庁時間等をウェブサイトで示すのはごく一般的なことです。」とあり、ここについては賛成である。問合せへの対応時間をウェブサイトで示すことは、保護者も分かりやすく良いと思う。ただ、例えば一般企業においてウェブ掲載されている営業時間と職員の勤務時間は違う。営業時間、問合せ可能時間は明示してもよいが、勤務時間を

明示することは一般企業でも行っていないため、趣旨とは違うと思う。
請願第34号 マスクの有無に関わる差別防止の更なる啓発を求める請願
飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者少数」により本請願は不採択とされた。
〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(岡田委員)

マスク着用の有無による差別を禁止するというリーフレットを作成しているのか。作成していない場合、その理由は何か。

(水谷義務教育課長)

愛知県教育委員会として、マスク着用の有無により差別・いじめをしないようにというリーフレットの作成はしていない。

マスクの適切な着脱については、繰り返し周知を図っている。令和4年5月25日付けで、人との距離が確保できる場合は着用の必要がないことなどを記したリーフレットを配布し、その後、6月1日及び10日付けで、登下校時などマスクの着用を要しない場面ではマスクを外すよう児童生徒に声かけや指導を行うよう通知した。また、7月1日付けで、マスクをする必要のない場面では外すことを子供に促すよう保護者に協力を求める文書を発出するとともに、各学校に対して保護者会等の機会をとらえて伝えるよう通知した。更に、10月20日付けで、屋外では季節を問わずマスクの着用は原則不要であることなどを記したリーフレットを各学校に配布し、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることにならないよう通知した。

差別の禁止については、各学校において、いかなる差別やいじめも許さないよう児童生徒に指導しており、新型コロナウイルス感染症に関連する差別やいじめについても、ガイドラインや通知に基づき、繰り返し指導しているところから、リーフレットは作成していない。

(塩谷委員)

10月27日の参議院厚生労働委員会においても、マスク着用について議論されていた。3年かかって習慣化されたマスクを外すことは大人の社会においても難しいのが現状である。その中で、子供が自分の判断でマスクを外せるかという点も難しい。チラシ・リーフレットでの周知も行われているが、習慣は直らないのではないかと懸念している。感染症対策としてのマスク着用のメリット・デメリットを明確にして判断することが必要であると考えている。

(河野委員)

子供たちがマスク着用の有無によって、いじめや差別を感じられるような状況があるのか。授業以外の場面を含めて知りたい。

(水谷義務教育課長)

本課では年に数回、県内の小中学校を訪問しており、子供たちの様子を見ている。マスクを着用していない児童生徒も一定数見られるが、子供たちの活動は円滑に行われており、強い口調でマスク着用を促すなど、差別・いじめにつながるような行為は見受けられなかった。各学校において、これまでの通知に基づいた指導がなされていると認識している。

(飯田教育長)

マスク着脱について子供たちに理解させることが重要である。丁寧に説明する機会を設けていかなければならない。必要に応じて動いていかなければならないが、現場において差別等が起きていない現状から考えても、現段階ではまだそこまでの対応ではないと思う。

(河野委員)

今後状況が変わるにつれ、現場の様子もまた変化していくと思う。引き続き注意深く、保護者や地域社会の声や子供たちの様子など見てもらいたい。

(岡田委員)

新型コロナウイルス感染症に対する考え方が以前に比べて柔軟になってきたように感じる。マスク着脱についても、様々な通知等で無理強いすることのないよう指導している。いかなる差別・いじめも許されないことであるため、引き続き指導の徹底を図っていくことが必要である。

(塩谷委員)

いじめや差別の問題だけでなく、マスク着用によって吸入する酸素が30パーセントほど少なくなると言われている。子供たちの成長、脳の発達などにも影響する問題でもあるため、もう少し広い視野でマスク着用に対する議論を深めていってもらいたい。

請願第35号 教員の、児童、生徒への、わいせつ行為での懲戒免職の場合、教育委員会事務局・課長級以上、もしくは、教育委員の処分を行うこと、を求める請願。

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(河野委員)

過去において、教職員の起こした非違行為で教育委員会事務局の職員を処分した事例はどのようなものがあるか。その処分はどういった考えに基づくものであるか。

(高橋総務課長)

管理監督責任は、職員に対する管理監督に適正を欠いたことにより職員の非違行為を生じさせてしまったときに問う責任であるため、例えば学校の教職員が非違行為を行った場合は、原則として、その職員のサービスを直接監督している校長を処分対象としている。

ただ、教育委員会事務局では人事やサービスに関する事務を執り行っているため、学校の教職員の非違行為について教育委員会事務局職員が管理監督の処分対象になることもある。

教育委員会事務局の職員を処分するかどうかは、事件の内容、社会的な影響や重要性等を総合的に考慮し、事案ごとに個別に判断している。

請願のように、児童生徒へのわいせつ行為という非違行為の類型だけで一律に教育委員会の課長級以上の職員を処分するという判断はしていない。

これまで教育委員会事務局職員の管理監督責任を問うた事例として、学校事務職員が複数年にわたって私費会計から着服した事案がある。私費会計に

については教育委員会事務局で指導監督事務をしており、当時総務課長の立場にあった事務局の幹部職員を処分したものである。

(河野委員)

教員がわいせつ行為を起こしたときに、管理監督責任で事務局職員を処分した例はあるか。

(高橋総務課長)

無い。昨年度、小中学校において、校長が教頭時代に盗撮行為を行った事案があるが、服務監督権を持つ市町村教育委員会においても事務局課長級以上の職員の処分は行われていないと聞いている。

(河野委員)

処分によって抑止するという考え方もあるが、そもそも事件を起こさない、再発を防止するという点が重要である。こういった取組をしているか。

(高橋総務課長)

不祥事の再発防止に関する取組として、啓発資料を作成し、研修で活用するなどしている。2021年3月には、「信頼される愛知の教職員であり続けるために」、今年4月には、「教育公務員としての自覚を」という資料を作成し、全教職員に配布し、校内研修で活用するよう指示している。また、これらの資料ではわいせつ行為に関する事例を紹介するとともに、ケースメソッドを提示し、教職員自らが問題点を考えるような内容としている。

初任者に対しては、教育公務員としての自覚を促すため、教職員課長からわいせつ行為の具体的な事例を挙げて、未然に防ぐための重要なポイントを解説し、厳しく指導している。

また、10月13日に行った懲戒処分はいずれも児童生徒に対する行為であったことを受け止め、県立学校においては、10月17日と24日に行った3年目の教員研修で不祥事防止に向けたDVDを視聴させた上で、ワークショップ形式の議論を行った。小中学校においては、今後、管理職研修の中で不祥事防止・コンプライアンスの徹底に向けた取組を考えさせる研修を行う予定である。

今後もあらゆる機会を通じて、わいせつ行為を始め、不祥事の根絶に向けて努めていきたいと考えている。

(野杵委員)

児童生徒へのわいせつ行為は年間で何件あるのか。小学校、中学校、高等学校の割合も分かれば知りたい。

(坂川教職員課長)

今年度は2件である。いずれも小学校で起きており、免職1件、停職1件となっている。前年度は9件であった。

(岡田委員)

上司の管理監督責任は、上司自身の義務違反であることが前提であると思う。わいせつ行為での懲戒免職について、直接監督できない教育委員会事務局や教育委員が義務違反であるとは判断が難しい。また、教育委員会

事務局や教育委員に処分を科すことが不祥事防止のメッセージになるとは思えない。まずは、不祥事防止の徹底を図ることが大事である。

(飯田教育長)

処分する相手は、本人と直属の上司であることが基本である。組織上、その上の職の処分という考えもあるが、抑止力につながるかは判断が難しい。何より重要なことは、わいせつ行為をさせないよう、教育委員会を挙げて教員の自覚を促し、子供たちへ愛情を持って接することができるような育成カリキュラムを今一度行うことである。

(野杵委員)

児童生徒へのわいせつ行為、子供への性暴力は社会全般でも許されない風潮にある。今回の請願では監督責任を問うものであったが、性暴力を働く教職員の多くは、校長や事務局職員が処分されるから一步とどまろうという思考にはならないと思う。実際に行った職員個人の処分を厳しくしていくことを検討すべきだと考える。

請願第36号 新しい「校則」作成を、各学校の生徒会（なければ代わるもの）に対して、各学校、及び県教育委員会が依頼することを求める請願。

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(塩谷委員)

校則はどのように定められるのか。

(橋本高等学校教育課長)

校則は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくための「学习上・生活上の規律」として位置付けられるものである。教育目標や目指す児童生徒像という観点から、各学校において、社会通念上合理的と認められる範囲内で、最終的には校長が定めている。その際には、少数意見も尊重しながら、児童生徒一人一人の社会性や自主性を伸ばすものとなるよう配慮するようにしている。

(塩谷委員)

小学校、中学校、高等学校それぞれだと思うが、学校現場で校則の見直しはどれくらい進んでいるのか。

(橋本高等学校教育課長)

県教育委員会では、県立学校や市町村教育委員会に対して、校則の積極的な見直しを促してきている。現在の社会通念にそぐわない校則や児童生徒の人権への配慮を欠く校則については改めるように、機会をとらえて繰り返し指導している。

その結果、小中学校、高校ともに約9割の学校が「校則の見直しを行った」又は「見直しを行う予定」としており、校則の見直しは着実に進んでいるものと考えている。

(飯田教育長)

学校現場において見直しが進んでいる。何よりも校則は校長が定めるものであるため、生徒会に依頼するなど趣旨から反すると思う。

教育委員会においても、見直しを行う校長をフォローし、時代に合った校則にするよう指導したい。

(度會委員)

今朝テレビで、ある中学校の制服が変わるというニュースを見た。昨年度県立高校の周年行事に出席したところ、生徒会が主となり、新しいジェンダーレスの制服を着てステージ上で披露するという場面を見た。生徒の笑顔が印象的であった。今回、愛知県弁護士会が調査を行うということであるが、各学校で解決しながら、前向きに動いていけばよいと感じた。

(岡田委員)

いわゆるブラック校則と言われるような理不尽な校則は見直すべきであると考えます。少なくとも校則を守らせることに教員がむなしさを感じるようなものはなくすべきである。子供たちと一緒に考えて校則を変えていったという学校もあると聞いている。生徒・保護者・教師の三者が話し合っただけより良いものを作っていく必要がある。ただ、校則は最終的に校長が判断し、制定するものであるため、校長自身が常に確認していくことが大切である。

(飯田教育長)

高等学校教育課と義務教育課で意見に出たような視点で進めていってほしい。

8 議案

なし

9 協議題

飯田教育長が各委員に諮り、協議題（１）訴えの提起について及び協議題（２）物品の買入れについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条に基づき事前協議であるため、非公開において協議することとした。

（１） 訴えの提起について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。

（２） 物品の買入れについて

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。

10 その他

なし

11 特記事項

- (1) 審議に先立ち、10月18日付で委員に就任した野杵委員から就任のあいさつがあった。
- (2) 飯田教育長が今回の会議録署名人として岡田委員を指名した。
- (3) 西尾沙耶香氏から、マスクの有無に関わる差別防止の更なる啓発を求める請願について、宮崎邦彦氏から、教員の、児童、生徒への、わいせつ行為での懲戒免職の場合、教育委員会事務局・課長級以上、もしくは、教育委員の処分を行うこと、を求める請願。及び新しい「校則」作成を、各学校の生徒会（なければ代わるもの）に対して、各学校、及び県教育委員会が依頼することを求める請願。について、口頭陳述したい旨の申出があり、飯田教育長が、前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- (4) 傍聴人 7名